



**保育所・公立幼稚園の  
利用者負担額変更**

平成29年3月31日に公布された「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」に基づき、市では平成29年4月1日にさかのぼり、保育所・公立幼稚園に関する利用者負担額の軽減を拡充しました。

利用者負担額が変更となった方には、すでに利用者負担額変更通知を送付しております。

**●変更内容**

《公立幼稚園をご利用の方》

- ・市町村民税所得割非課税世帯で第2子以降の利用者負担額を無償とします。

《保育所をご利用の方》

- ・市町村民税非課税世帯で第2子以降の利用者負担額を無償とします。
- ・所得割の額が77,101円未満相当のひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障害児（者）の利用者負担額の軽減を拡充します。
- 詳しくは保育所（子育て支援課）、幼稚園（教育総務課）へお問い合わせください。

子育て支援課 教育総務課  
☎47-12833 ☎42-00049

保育所利用者負担額の変更表

階層区分	一般世帯							
	2号(3歳以上児)				3号(3歳未満児)			
	変更前		変更後		変更前		変更後	
	1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目
市町村民税非課税世帯	3,000	1,500	3,000	0	5,000	2,500	5,000	0

  

階層区分	ひとり親世帯							
	2号(3歳以上児)				3号(3歳未満児)			
	変更前		変更後		変更前		変更後	
	1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目
所得割の額が24,800円以上60,700円未満	8,000	0	6,000	0	9,500	0	9,000	0
所得割の額が60,700円以上72,800円未満	9,500	0	6,000	0	11,000	0	9,000	0
所得割の額が72,800円以上77,101円未満	10,500	0	6,000	0	13,000	0	9,000	0

公立幼稚園利用者負担額の変更表

階層区分	一般世帯			
	変更前		変更後	
	1人目	2人目	1人目	2人目
市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	2,000	1,000	2,000	0

  

階層区分	ひとり親世帯			
	変更前		変更後	
	1人目	2人目	1人目	2人目
所得割の額が77,101円以下	6,500	0	3,000	0

**「広報あきたかた」について  
ご意見をお寄せください**

**【アンケート】**

- Q1 今月号でよかった内容や写真があれば教えてください。
- Q2 取り上げてほしい内容や企画があれば教えてください。
- Q3 広報に関するご意見・ご感想をお聞かせください。

**【受付】**

メールもしくは、裏面の用紙にご記入いただき、本・支所へ設置してあります広報ご意見ポストへ投函ください。

**懸賞付きアンケート協賛企業募集**

広報安芸高田では「懸賞付きアンケート」掲載に向け、市内外問わず、懸賞協賛企業を広く募集いたしております。申し込み、お問い合わせは政策企画課までご連絡ください。

安芸高田市企画振興部政策企画課  
☐jouhouka@city.akitakata.jp

**思いやり駐車場**

心身の機能低下、妊娠などによって車の乗降や歩行が困難な方が施設や店舗を利用するために「思いやり駐車場」という駐車場が設けられています。

この駐車場は、「思いやり駐車場利用証」の交付を受けた方の専用駐車場です。利用証のない方が利用できませんと、本来必要な方が利用できなくなってしまう可能性があります。

利用を希望される方は、社会福祉課、または各支所窓口で申請してください。



社会福祉課  
☎42-5615 ☎42-2130

**利用証の交付対象者と確認書類**

●有効期限なし

対象者			確認書類	
身体障害者	視覚	1～4級	身体障害者手帳	
	平衡機能	3、5級		
	肢体	上肢		1、2級
		下肢		1～6級
		体幹		1～5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢	1、2級		
	移動機能	1～6級		
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓		1～4級		
知的障害者		㊦、A	療育手帳	
精神障害者		1級	精神保健福祉手帳	
難病患者	特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者及び小児慢性特定疾病医療受給者		受給者証	
高齢者	要介護1以上		介護保険被保険者証	

●有効期限あり

対象者		確認書類
妊産婦	妊娠7か月～産後1年6か月 (産後は1歳6か月までの乳幼児同伴時に限ります)	母子健康手帳
その他	次のうち、思いやり駐車場の使用が必要である者 ・身体、知的及び精神障害者のうち対象の区分に該当しない者 ・発達障害等により歩行の際に介助者の特別な注意が必要な者 ・けが人等	医師の診断書、意見書 公的機関の証明書